

第2期 鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン 骨子（案）

①現行計画の体系		見直しの視点		④次期計画の体系骨子（案）			
基本理念	子どもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉	②国の動向・方向性	③ニーズ調査結果等から見た 重点課題	基本理念	子どもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉		
基本目標	基本方針			基本目標	基本方針		
1 子育て家庭支援の充実	1 子育て不安解消体制の整備	○（国）『子育て安心プラン』の方向性 ・保育の受け皿の拡大 ・保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」 ・保護者への「寄り添う支援」の普及促進 ・保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」 ・持続可能な保育制度の確立 ・保育と連携した「働き方改革」 ○（国）『子供・若者育成支援推進大綱』の方向性 ・全ての子供・若者の健やかな育成 ・困難を有する子供・若者やその家族への支援 ・子供・若者の成長のための社会環境の整備 ・子供・若者の成長を支える担い手の養成 ・創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援 ○（国）『子供の貧困対策に関する大綱』の重点施策 ・教育の支援 ・生活の支援 ・保護者に対する就労の支援 ・経済的支援 ○（国）『新・放課後子ども総合プラン』の方向性 ・放課後児童クラブの待機児童解消と女性就業率の上昇を踏まえた受け皿の整備 ・放課後児童クラブ、放課後子供教室の一体的又は連携による実施 ・学校施設の活用 ・子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割の徹底 ○（国）『幼児教育の無償化について』の方向性 ・令和元年10月1日から、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子供たちの利用料が無償化	・待機児童対策及び保護者の就労状況の変化を踏まえた適切に教育・保育ニーズの量の確保 ・これから親になる世代や子育て中の親への、子どものしつけや生活習慣の見直し、家庭内での教育力を高めるための家庭教育に関する学習支援 ・児童虐待防止の広報・啓発の充実 ・要保護児童対策地域協議会の機能強化 ・子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制強化 ・子どもたちがあたたかな地域の見守りの目のなかで、のびのびと遊び、学ぶことのできる地域づくり ・すべての子どもが安心して学校生活を送るため、相談体制の充実や学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、学校・行政・家庭・地域など社会全体での取組 ・多様化する保護者の相談に応えられるよう、情報提供及び相談業務の充実 ・関係機関との更なる連携による、安心して子育て・子育てができる体制の整備 ・「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方の浸透 ・子どもの成長を支えるために、子どもの遊び・学び・食事を通じて、心身ともに健やかに育ち、望ましい未来をつくるために必要な力を培う環境づくり	1 子育て家庭支援の充実	1 鎌倉版ネウボラによる支援	総合計画との整合 情報提供の充実、条例における「切れ目のない子育て支援」を含む	
	2 多様な保育・預かりサービスの充実			2 保育環境の充実	総合計画との整合		
	3 放課後児童対策の充実			3 放課後環境の整備	総合計画との整合 条例における「子どもの居場所の確保」を含む		
	4 経済的支援の充実			4 経済的支援の充実			
	5 母子保健医療体制の充実			5 母子保健医療体制と親子の居場所の充実	総合計画との整合		
	6 食育の推進			6 食育の推進			
				7 協働による子育て支援ネットワークの構築と支援	総合計画との整合		
2 特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援	1 ひとり親家庭への支援			2 特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援	3 子どもの権利や安全の確保	1 子どもの貧困対策の推進	総合計画との整合 ひとり親家庭への支援
	2 障害のある子どもとその家庭への支援					2 障害のある子どもとその家庭への支援	
	3 児童虐待防止体制の充実					3 児童虐待防止対策の推進	総合計画との整合
3 子どもの権利や安全の確保	1 子どもの権利と主体性の尊重			3 子どもの権利と主体性の尊重	4 子どもの社会的成長の促進	1 子どもの権利と主体性の尊重	条例における「子どもへの情報発信」「子どもが意見を言える機会」「相談体制の強化」を含む
	2 子どもの安全性の確保					2 子どもの安全性の確保	
	3 子どもの生活環境の整備					3 子どもの生活環境の整備	
4 子どもの社会的成長の促進	1 家庭教育の充実			4 子どもの社会的成長の促進	5 仕事と生活が調和した社会（ワーク・ライフ・バランス社会）の実現	1 家庭教育の充実	
	2 幼児教育・学校教育の充実					2 幼児教育・学校教育の充実	
	3 子どもの健全な成長への支援					3 子どもの健全な成長への支援	
	4 子どもの交流機会の確保					4 子どもの交流機会の確保	条例における「多世代間交流の支援」を含む
	5 子どもの遊びや学びの場の整備					5 子どもの遊びや学びの場の整備	条例における「子どもの居場所の確保」を含む
	6 多様な体験機会の確保					6 多様な体験機会の確保	
5 仕事と生活が調和した社会（ワーク・ライフ・バランス社会）の実現	1 男女がともに支え合う仕組みづくり			1 男女がともに支え合う仕組みづくり			
	2 子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり			2 子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり	3、4は再掲のため、2 子育てと仕事の両立支援の仕組みづくりに含む		
	3 多様な保育・預かりサービスの充実			3 多様な保育・預かりサービスの充実			
	4 放課後児童対策の充実			4放課後児童対策の充実			